

事務連絡  
平成22年3月26日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保発0305第3号）、「医療機器に係る保険適用希望書の提出方法等について」（平成22年2月12日医政経発0212第2号・保医発0212第2号）、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第2号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第3号）、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第5号）、「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成22年3月5日保医発0305第7号）及び「「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について」（平成22年3月5日保医発0305第14号）について、それぞれ別紙1から別紙8までのとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

### 第3節 特定入院料

#### A 3 1 1 精神科救急入院料

- (7) 「注3」に規定する抗精神病薬とは、アリピプラザール、オキシペルチン、オランザピン、カルピプラミン塩酸塩水和物、カルピプラミンマレイン酸塩、クエチアピンフマル酸塩、クロカプラミン塩酸塩水和物、クロザピン、クロルプロマジン塩酸塩、スピペロン、スルトプリド塩酸塩、スルピリド、ゾテピン、チミペロン、トリフロペラジンマレイン酸塩、ネモナプリド、ハロペリドール、ハロペリドールデカン酸エステル、ピパンペロン塩酸塩、ピモジド、フルフェナジンデカン酸エステル、フルフェナジンマレイン酸塩、プロクロルペラジンマレイン酸塩、ブロナンセリン、プロペリシアジン、ブロムペリドール、塩酸ペルフェナジン、ペルフェナジンフェンジゾ酸塩、ペルフェナジンマレイン酸塩、ペロスピロン塩酸塩、モサプラミン塩酸塩、モペロン塩酸塩、リスペリドン、レセルピン、レボメプロマジンマレイン酸塩 及びレボメプロマジン塩酸塩をいう。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成22年 3月 5日保医発0305第 2号)

第 4 経過措置等

1 第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、平成22年 3月31日現在において入院基本料等の届出が受理されている保険医療機関については、次の取扱いとする。

平成22年 3月31日において現に表 1 及び表 2 に掲げる入院基本料等以外の入院基本料等を算定している保険医療機関であって、引き続き当該入院基本料等を算定する場合には、新たな届出を要しないが、平成22年 4月以降の実績により、届出を行っている入院基本料等の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表 1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成22年 4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

(略)

特定集中治療室管理料 2

特定集中治療室管理料注 2 に掲げる小児加算

新生児特定集中治療室管理料 2

(略)

表 2 施設基準の改正により、平成22年 3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成22年 4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

(略)

小児入院医療管理料 1 (別添 4 の第10の 2 の(4)のイ及びウに規定する基準については、平成22年10月 1 日以降に限る。)

(略)

表 3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成22年 3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

(略)	→	(略)
入院時医学管理加算	→	総合入院体制加算
<u>医療安全対策加算</u>	→	<u>医療安全対策加算 1</u>
退院調整加算	→	慢性期病棟等退院調整加算 2
(略)	→	(略)

## 別添3

### 入院基本料等加算の施設基準等

#### 第4の2 医師事務作業補助体制加算

##### 6 届出に関する事項

- (1) 医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の2、様式18及び様式18の2を用いること。また、毎年4月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届け出ること。

#### 第15 精神科応急入院施設管理加算

##### 1 精神科応急入院施設管理加算に関する施設基準

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「精神保健指定医」という。）1名以上及び看護師、その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、同法第33条の4第1項及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送される患者（以下「応急入院患者等」という。）に対して診療応需の態勢を整えていること。

#### 第17の2 強度行動障害入院医療管理加算

##### 2 強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

「基本診療料の施設基準等」における強度行動障害スコア、医療度判定スコアについては、別添6の別紙様式14の2を参照のこと。

#### 第19の2 栄養サポートチーム加算

##### 1 栄養サポートチーム加算に関する施設基準

- (3) (1)のイ、ウ及びエにおける栄養管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

- (イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
- (ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
- (ハ) 経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘
- (ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得
- (ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
- (ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
- (ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
- (チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
- (リ~~ニ~~) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応

- (ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
- (ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
- (ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

## 第22 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

### 1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準

- (3) 別添6の~~別紙様式~~16の褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書を作成し、それに基づく重点的な褥瘡ケアの実施状況及び評価結果を記録していること。

## 第24の2 急性期病棟等退院調整加算

### ~~3~~ 届出に関する事項

急性期病棟等退院調整加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式39を用いること。

- (3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の機能訓練室（少なくとも、病院については100平方メートル以上、診療所については45平方メートル以上とする。）を有していること。専用の機能訓練室は、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。また、専用の機能訓練室は、疾患別リハビリテーション、障害児(者)リハビリテーション又はがん患者リハビリテーション料を実施している時間帯において「専用」ということであり、疾患別リハビリテーション、障害児(者)リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを同一の機能訓練室において同時に行うことは差し支えない。ただし、同一の時間帯において心大血管疾患リハビリテーションを行う場合にあつては、それぞれの施設基準を満たしていること。

#### 第47の2 がん患者リハビリテーション料

##### 1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者のことを言う。

イ がん患者のリハビリテーションに関し、適切な研修を修了終了していること。なお、適切な研修とは以下の要件を満たすものを言う。

(略)

- (2) 当該保険医療機関内にかん患者リハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が2名以上配置されていること。なお、十分な経験を有するとは、(1)のイに規定する研修を修了終了した者のことをいう。

#### 第57の5 歯科技工加算

##### 1 歯科技工加算に関する施設基準

- (1) 常勤の歯科技工士を配置が勤務していること。

#### 第89 後発医薬品調剤体制加算

##### 4 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品

- (1) 経腸成分栄養剤

エレンタール、エレンタール配合内用剤、エレンタールP、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン、ツインライン配合経腸用液、ハーモニッカーM、ハーモニッカーF、及びラコール及びラコール配合経腸用液

- (2) 特殊ミルク製剤

雪印新フェニルアラニン除去ミルク、フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」、及び雪印新ロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク及びロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク配合散「雪印」

「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について  
(平成22年3月5日保医発0305第14号)

## 【別紙】

## 診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品

区分	医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2357701K8150	グリセリン	50%120mL1個	グリセリン浣腸液50%「マイラン」	明治薬品	155.90
外用薬	2357701K8169	グリセリン	50%120mL1個	グリセリン浣腸液50%「ORY」	日医工ファーマ	120.40
外用薬	2357701K8177	グリセリン	50%120mL1個	ケンエーG浣腸液50%	健栄製薬	153.20
外用薬	2357701K9025	グリセリン	50%150mL1個	グリセリン浣腸「ムネ」150	ムネ製薬	174.10
外用薬	2357701K9041	グリセリン	50%150mL1個	グリセリン浣腸「オヲタ」150	日医工ファーマ	174.10
外用薬	2357701K9084	グリセリン	50%150mL1個	ケンエーG浣腸	健栄製薬	174.10
外用薬	2357701K9149	グリセリン	50%150mL1個	グリセリン浣腸液50%「マイラン」	明治薬品	215.10
外用薬	2357701K9165	グリセリン	50%150mL1個	ケンエーG浣腸液50%	健栄製薬	174.10
外用薬	2357701Y1027	グリセリン	50%90mL1個	ケンエーG浣腸	健栄製薬	122.70
外用薬	2357701Y1035	グリセリン	50%90mL1個	ケンエーG浣腸液50%	健栄製薬	122.70
外用薬	2359800J1035	炭酸水素ナトリウム・無水リン酸二水素ナトリウム	1個	新レシカルボン坐剤	京都薬品工業	53.30
外用薬	2359800J1051	炭酸水素ナトリウム・無水リン酸二水素ナトリウム	1個	インカルボン坐剤	大洋薬品工業	32.30
外用薬	2399706M1079	デキサメタゾン	0.1%1g	エースミン(口腔用)軟膏	新生薬品工業	36.00
外用薬	2399706M1095	デキサメタゾン	0.1%1g	デキサメタゾン軟膏口腔用0.1%「CH」	長生堂製薬	36.00
外用薬	2399706M1109	デキサメタゾン	0.1%1g	デキササルチン口腔用軟膏1mg/g	日本化薬	66.30
外用薬	2399706M1117	デキサメタゾン	0.1%1g	デルゾン口腔用軟膏0.1%	池田薬品工業	49.40
外用薬	2399707D2045	トリアムシノロンアセトニド	25μg1枚	アフタシール25μg	帝國製薬	43.60
外用薬	2399707D2053	トリアムシノロンアセトニド	25μg1枚	ワブロン口腔用貼付剤25μg	救急薬品工業	47.40
外用薬	2399707M1022	トリアムシノロンアセトニド	0.1%1g	オルテクサー	福地製薬	68.20
外用薬	2399707M1057	トリアムシノロンアセトニド	0.1%1g	オルテクサー口腔用軟膏0.1%	福地製薬	68.20
外用薬	2399709E1035	塩化セチルピリジニウム	2mg1錠	スプロールトローチ2mg	岩城製薬	5.60
外用薬	2399710E1020	塩化デカリニウム	0.25mg1錠	SPTローチ明治	明治製薬	5.80
外用薬	2399710E1038	塩化デカリニウム	0.25mg1錠	ノードマントローチ0.25mg	大洋薬品工業	5.60
外用薬	2399710E1046	塩化デカリニウム	0.25mg1錠	SPTローチ0.25mg「明治」	明治製薬	5.80
外用薬	2399713E1058	アズレンスルホン酸ナトリウム	5mg1錠	アズレミック錠口腔用5mg	東洋製薬化成	19.10
外用薬	2399713E1074	アズレンスルホン酸ナトリウム	5mg1錠	フォルテガード錠口腔用5mg	日新製薬(山形)	9.20
外用薬	2399714J1034	ドンペリドン	10mg1個	モンロピア坐剤10	日新製薬(山形)	38.50
外用薬	2399714J1042	ドンペリドン	10mg1個	アースレナン坐剤10	ローマン工業	35.20
外用薬	2399714J1050	ドンペリドン	10mg1個	ミオナゼリン坐剤10	長生堂製薬	38.50
外用薬	2399714J2030	ドンペリドン	30mg1個	モンロピア坐剤30	日新製薬(山形)	65.10
外用薬	2399714J2049	ドンペリドン	30mg1個	アースレナン坐剤30	ローマン工業	61.70
外用薬	2399714J2057	ドンペリドン	30mg1個	ミオナゼリン坐剤30	長生堂製薬	50.90
外用薬	2399714M1022	ドンペリドン	10mg1筒	ドンペネマ注腸軟膏10mg	日医工ファーマ	130.40
外用薬	2399714M2029	ドンペリドン	30mg1筒	ドンペネマ注腸軟膏30mg	日医工ファーマ	148.40
外用薬	2399714M3025	ドンペリドン	60mg1筒	ドンペネマ注腸軟膏60mg	日医工ファーマ	163.70
外用薬	2454701X1033	リン酸ベタメタゾンナトリウム	3.95mg1個	ステロネマ注腸3mg	日医工ファーマ	812.00
外用薬	2454701X2030	リン酸ベタメタゾンナトリウム	1.975mg1個	ステロネマ注腸1.5mg	日医工ファーマ	562.50
外用薬	2456700X1025	リン酸ブレドニゾロンナトリウム	20mg1個	ブレドネマ注腸20mg	杏林製薬	813.40
外用薬	2473700S2068	エストラジオール	(0.72mg)9cm <sup>2</sup> 1枚	エストラジオール貼付剤0.72mg「F」	富士製薬工業	80.00
外用薬	2473700S3021	エストラジオール	(2.17mg)7.25cm <sup>2</sup> 1枚	フェミエスト2.17mg	ヤクルト本社	133.00
外用薬	2473700S4028	エストラジオール	(4.33mg)14.5cm <sup>2</sup> 1枚	フェミエスト4.33mg	ヤクルト本社	184.60
外用薬	2499701R1060	酢酸ブセレリン	15.75mg10mL1瓶	イトレリン点鼻液0.15%	ILS	6,605.40
外用薬	2499701R1079	酢酸ブセレリン	15.75mg10mL1瓶	ブセレキユア点鼻液0.15%	富士製薬工業	6,947.10
外用薬	2499701R2032	酢酸ブセレリン	15.75mg9mL1瓶	フセット点鼻液0.17%	マイラン製薬	6,577.20
外用薬	2499702Q1035	酢酸ナファレリン	10mg5mL1瓶	ナファレリール点鼻液0.2%	富士製薬工業	7,560.50
外用薬	2521701H1041	クロラムフェニコール	100mg1錠	ハイセチン錠100mg	富士製薬工業	61.70
外用薬	2529701H1040	エストリオール	0.5mg1錠	エストリオール錠0.5mg「F」	富士製薬工業	20.10
外用薬	2529702H1060	クロトリマゾール	100mg1錠	エルシド錠100mg	富士製薬工業	32.20
外用薬	2529704J1053	硝酸ミコナゾール	100mg1個	サラシルト錠坐剤100mg	日新製薬(山形)	31.30
外用薬	2529706H1042	チニダゾール	200mg1個	ハイジジン錠200mg	富士製薬工業	52.60
外用薬	2529707H1055	メトロニダゾール	250mg1錠	アズゾール錠250	富士製薬工業	36.40
外用薬	2529708J1043	硝酸イソコナゾール	100mg1個	バリナスチン錠100mg	富士製薬工業	52.60
外用薬	2529708J2040	硝酸イソコナゾール	300mg1個	バリナスチン錠300mg	富士製薬工業	147.50
外用薬	2529709H1054	硝酸オキシコナゾール	100mg1錠	オキコナル錠100mg	富士製薬工業	49.10